

No.290
2018
4/23



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



八地申
第20号

「労働基準法第36条1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」に関する申し入れ

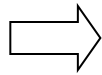
その3

【第2項】

36協定の時間外労働の限度時間に対する特別延長時間の改正として45時間から35時間へと変更する根拠を明確にすること。また、今改正を実施することによる効果と課題を示すこと。

36協定における時間外労働及び公休日労働限度

限度時間	1日	8時間
	1ヶ月	45時間
	1年	330時間
	公休日労働	2日/月



※特別延長

一時的または突発的でやむを得ない場合に限り労働組合・社員代表者と協議の上

1ヶ月45時間まで延長が可能（年6回）・・・現行

1ヶ月35時間まで延長が可能（年6回）・・・改正

○社員の健康を確保するために、特別延長時間の改正を行う！

特別延長時間を45時間から35時間に短縮することによって、1ヶ月の時間外労働限度時間が現行の90時間から、80時間に短縮される。

社員の健康を確保する観点と、今国会で審議されている働き方改革の議論などを踏まえ、特別延長時間を短縮することとする。

引き続き、適正な労働時間の把握と管理を徹底し、時間外労働の縮減に努めていく。

【第3項】

36協定締結にあたっては、労働基準法の趣旨に踏まえ事業場単位での締結とすること。

○労働者の命と健康を守る為には、問題が発生する事業場で具体的に議論することで効果的な対策を講ずることが出来る！

協定の締結単位についてはこれまで通り支社・地本間という交渉単位での締結が妥当であると考えている。

なお、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者と協定を締結している。

＜組合＞

現場長や管理者などが投票に立ち会うなど、不適切な行為が行われていることから、再選挙を実施すること。

過半数代表者選挙における不適切な行為は、断じて認められない！

＜会社＞

労基法の趣旨に踏まえ36協定の過半数代表者を決めるための選挙であることを明確にし、期間や投票方法など具体的に取り組んできたものであり、公平性を欠いた選挙が行われたとの認識にはない。

○東労組単独過半数事業場においても、過半数代表者の事業場同様の締結方法を行うべきだ！

東労組単独過半数事業場においては、これまで通り支社・地本間という交渉単位での締結が妥当であると考えている。過半数代表者の事業場においては事業場での締結を行うが、労働組合の有無に関わらず、過半数代表者への丁寧な説明を行い、時間外労働等の縮減に向けた議論に必要なデータ開示は行う。

安全・健康・ゆとりある職場を私たちの手で創り出そう！